

総行政 10号  
平成27年2月6日

各都道府県創業支援担当部長 殿

総務省地域力創造グループ地域政策課長  
中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課長

産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定等に係る都道府県の支援について

平素より、中小企業・小規模事業者への支援施策の実施に、格別のご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）では、市区町村が創業支援事業計画を策定することとされており、市区町村が創業支援事業者と連携して、創業支援事業計画を策定し、国の認定を受けることにより、関係省庁の支援措置を受けることとなっております。

創業支援事業計画の策定状況等については、既に平成26年11月12日付けで、総務省の「一斉調査システム」を活用して調査を行い、各都道府県の責任者等についてご回答いただいているところですが、今後、都道府県との情報共有や一層の連携強化を図るため、改めて御連絡させていただきます。（本通知が、上記の調査と異なる部局に届いている場合には、担当部局あて転送をお願いします。）

## 記

### 1 目的

平成25年6月に策定された日本再興戦略においては、中小企業・小規模事業者の新陳代謝の促進を図るため、「我が国の起業・創業を大幅に増加させ、開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す。」と目標が掲げられています。また、総務省と中小企業庁が共同して、創業支援事業計画に基づき、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を全国で1万事業程度立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」（平成26年5月19日経済財政諮問会議提出資料）を推進しているところです。

創業支援事業計画の策定については、産業競争力強化法第117条第2項に基づき、都道府県が市区町村に対して援助を行うことが期待されているところであり、都道府県との情報共有の強化や一層の連携強化を図ることで、全国各地の市区町村における創業支援事業計画の策定及び実施を推進します。

## 2 今後の運用面での都道府県の支援について

### (1) 都道府県との情報共有の強化

創業支援事業計画の認定申請や地域経済循環創造事業交付金の募集について、総務省の運用する全自治体の共同データベースである「地域の元気創造プラットフォーム」の「一斉調査システム」を通じて、全都道府県、全市区町村へ一斉に案内します。(募集に際しては、各地方経済産業局が自治体を対象とした説明会等を開催し、計画認定スキームの説明を行うことがあります。)

また、市区町村から国へ創業支援事業計画の認定申請や地域経済循環創造事業交付金の応募等があった場合に、「一斉調査システム」内に掲載し、都道府県が市区町村の計画等を閲覧できるようにするとともに、都道府県に対してメールで通知を行います。

### (2) 都道府県による市区町村に対する支援について

各都道府県においては、市区町村の創業支援体制構築に関する助言や周辺市区町村との調整など、必要に応じて計画策定及び実施段階での支援を行っていただくようお願いします。特に、各都道府県の創業支援施策との連携や複数の市区町村による広域的な計画策定等に当たっては、各経済産業局との連携のもと助言を行うなど、積極的に支援いただくようお願いします。

また、単独では十分な創業支援体制を構築することが困難な市区町村については、都道府県の関係機関(産業振興センター等)が、「創業支援事業者」として創業支援事業計画に参画するなど、積極的に関与いただき、都道府県が実施する産業振興施策との連携強化を図っていただくようお願いします。なお、各経済産業局は、市区町村が作成する計画において、都道府県の産業振興施策との連携強化がより良い計画につながるなどの視点から、認定に向けての助言等を行います。

更に、地域経済循環創造事業交付金の応募にあたって、広域的観点から効果的に事業を実施するため、各都道府県が市区町村の応募事業に助言を行うなど、各市町村と積極的に情報共有を図っていただくようお願いします。

### (3) 各地の評価委員会への都道府県のオブザーバー参加

創業支援事業計画の正式申請の後、認定の可否を判断するに当たり、各経済産業局が設置する「評価委員会」による審査が行われます。管内の市区町村による計画の申請のあった都道府県におかれましては、本委員会へオブザーバーとして参加するなど、積極的に情報共有を図っていただくようお願いします。(各経済産業局より、関係都道府県宛てに開催案内のご連絡をいたします。)

(別紙)

産業競争力強化法（創業支援パート） 経済産業局担当課室連絡先一覧

局	部	課	電話番号
北海道	地域経済部	新規事業室	011-700-2251
東北	地域経済部	産業支援課	022-221-4882
関東	地域経済部	新規事業課	048-600-0275
中部	産業部	経営支援課 ・新事業支援室	052-951-2761
	北陸支局	産業課	076-432-5401
近畿	産業部	創業・経営支援課	06-6966-6014
中国	産業部	経営支援課	082-224-5658
四国	地域経済部	新規事業室	087-811-8521
九州	地域経済部	新産業戦略課 (メイン担当課)	092-482-5438
		地域経済課 (サブ担当課)	092-482-5430
沖縄	経済産業部	地域経済課	098-866-1730

※創業支援事業計画認定スキームの募集や説明会の開催等、詳細については最寄りの経済産業局へ  
ご相談下さい。

※参考URL：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/index.html>

(中小企業庁HP「地域における創業支援体制の整備（産業競争力強化法）」)

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/2014/0814tebiki.pdf>

(ミラサポHP内「地域の相談窓口」)

※本省担当者

・総務省地域力創造グループ地域政策課

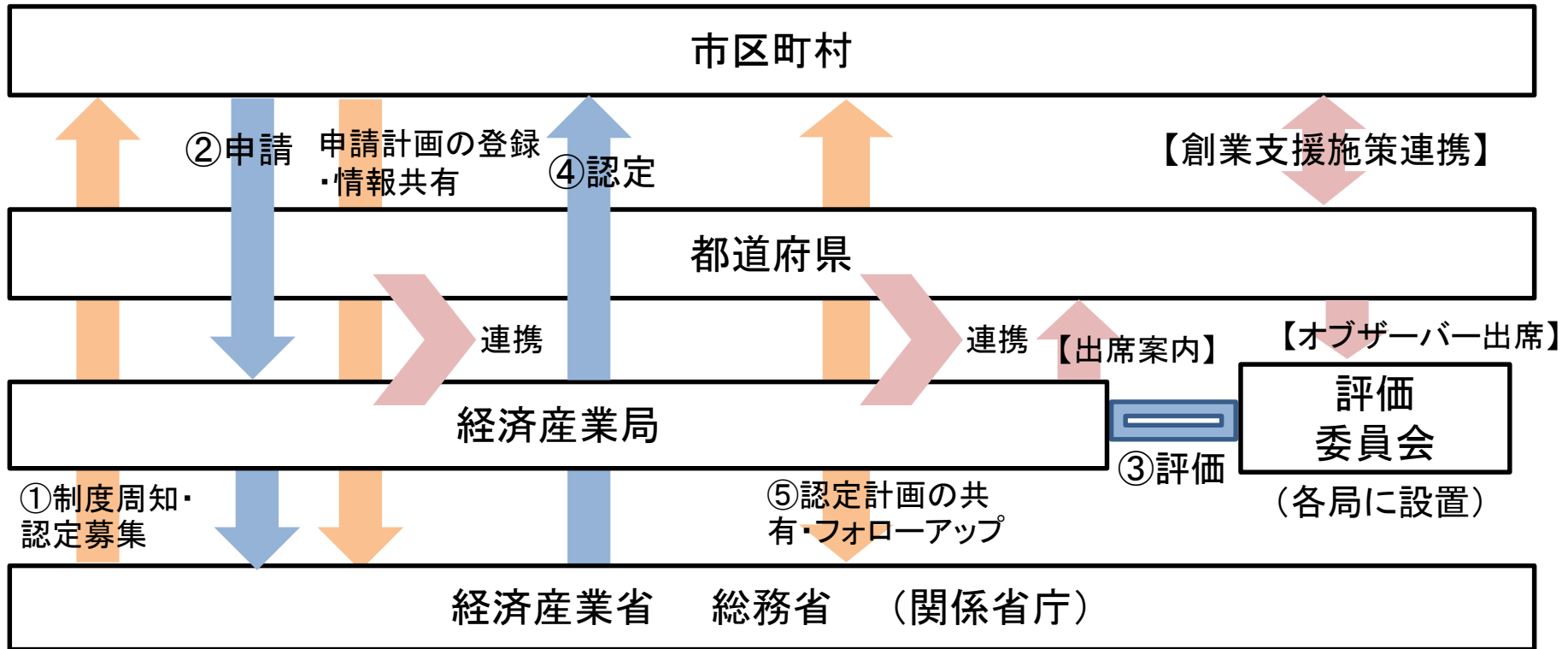
担当者： 塗師木、西森 TEL：03-5253-5523

・経済産業省中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課

担当者： 鈴木、山田 TEL：03-3501-1767

# 創業支援事業計画の認定申請フロー図

(参考)



- ①制度周知・認定募集を都道府県、市区町村に同時に通知。
- ②市区町村が経産局に創業支援事業計画を申請。  
※経産局(必要に応じ、都道府県も含む)へ事前相談し、市区町村が創業支援事業計画素案を作成。素案に対して経産局、関係省庁、都道府県が連携して助言を行う。
- ③各局に設置の評価委員会が評価、都道府県はオブザーバーとして出席し、関係の案件についてはコメントを付すなど関与。
- ④国が市区町村に対して創業支援事業計画の認定を行う。
- ⑤認定計画を都道府県、市区町村と共有。事業計画の実行に際して都道府県と支援施策活用等について連携してフォローアップする。

→ 事務手続

→ 地域の元気創造  
プラットフォーム活用